

千葉市情報公開条例（抜粋）

（会議の公開）

第25条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でない認められるときは、この限りでない。

【趣旨及び解釈】

- 1 市政運営の透明性を高めるためには、各種の審議会、審査会等の附属機関及びこれに類するものの会議自体が公開で開催されることが必要である。本条は、このような趣旨から、附属機関及びこれに類するものは、原則としてその会議を公開することとしたものである。
- 2 本条の規定が適用される会議の範囲
「附属機関」とは、地方自治法第202条の3第1項の規定に基づき、法律又は条例を設置根拠として、調停、審査、審議又は調査のために執行機関に設置されたものをいう。

（公文書の開示義務）

第7条

第1号～第5号（略）

（6） 本市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 本市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ。

千葉市情報公開条例施行規則（抜粋）

（会議の公開）

第12条 条例第25条ただし書に規定する会議を公開することが適当でないと認められるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 法令又は他の条例の規定により、会議を公開することができないと認められるとき。
- (2) 条例第7条各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が含まれる事項を審議するとき。
- (3) その他会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるとき。

2 実施機関に置く附属機関及びこれに類するもの（以下「附属機関等」という。）は、公開する会議を開催する場合は、あらかじめ、会議の開催を周知しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

3 附属機関等は、会議の終了後、速やかに、議事録を作成するとともに、その写し（不開示情報が記録されている部分を除く。）を閲覧に供するよう努めるものとする。

使用せず

※ なお、条例第7条各号には、次のようなことをいいます。

①条例第7条第1号：法令秘情報

④条例第7条第4号：公共安全維持情報

②条例第7条第2号：個人情報

⑤条例第7条第5号：審議・検討・協議情報

③条例第7条第3号：法人等情報

⑥条例第7条第6号：事務事業執行情報